

証券コード 7985
(発信日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目4番2号

ネポン株式会社

代表取締役社長兼CEO 福田 晴 久

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第78回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」、「株式情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nepon.co.jp>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、銘柄名（ネポン）又は証券コード（7985）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
 2. 場 所 神奈川県厚木市上古沢411番地
当社厚木事業所 事務棟5階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 監査役1名選任の件
- 第2号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

【ご注意事項】

- ◎株主総会へのご出席に際しましては、開会時刻間際になりますと会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。なお、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。この場合代理権を証明する書面の提出が必要となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をされた株主様に交付する書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム） ② 会社の支配に関する基本方針 ③ 連結株主資本等変動計算書 ④ 連結注記表
 - ⑤ 株主資本等変動計算書 ⑥ 個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要に支えられて緩やかな回復基調をたどりましたが、エネルギー・資材価格の高止まり、米国の相互関税政策による貿易摩擦等により景気下振れが懸念され、先行き不透明な状況となっています。

このような経営環境の中で、当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)は『お客様が求める環境作りのために私たち(社員)はお客様の声を起点に農と住の明日を創造する会社を目指します』を事業骨子とし、引き続き販売力の強化や新製品の開発に取り組んでまいりました。

当社グループが主力としております熱機器事業は、農業用資材価格上昇等に起因する農業生産者の採算悪化に伴う設備投資意欲減退が続き、施設園芸用温風暖房機の販売、施設園芸暖房工事の受注がともに減少し、売上高が予想値未達となりました。その結果、総売上高は72億7千7百万円(前年同期比6.4%減)となりました。

損益面においては、円安進行による輸入製品仕入価格上昇等による売上原価増、来期以降の費用削減のための各種遊休資産等の売却に伴う損失計上、繰延税金資産取り崩しによる法人税等調整額を計上した結果、営業利益は3千8百万円(前年同期比11.2%増)と、前年同期を上回ったものの、経常利益は7千6百万円(前年同期比6.5%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は2億8千万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益6千4百万円)と、いずれも前年同期を下回る結果となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下のとおりとなります。
セグメント別売上高

(単位：千円)

事業	2025年3月期 (当連結会計年度) 第78期		2024年3月期 (前連結会計年度) 第77期		対前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
熱機器事業	6,770,434	93.0%	7,286,102	93.7%	△515,667	△7.1%
衛生機器事業	505,707	7.0%	459,114	5.9%	46,593	10.1%
その他事業	1,331	0%	29,114	0.4%	△27,783	△95.4%
合計	7,277,473	100.0%	7,774,331	100.0%	△496,857	△6.4%

熱機器事業

当社グループが主力としております熱機器事業の農用機器は、農業用資材価格上昇等に起因する農業生産者の採算悪化に伴う設備投資意欲減退が続き、施設園芸用温風暖房機の販売、施設園芸暖房工事の受注がともに減少し、売上高は67億7千万円(前年同期比7.1%減)となりました。

衛生機器事業

衛生機器事業においては、簡易水洗便器の防災対策に伴う受注増加により、売上高は5億5百万円(前年同期比10.1%増)となりました。

その他事業

その他事業につきまして、前連結会計年度において農産物販売を取りやめております。

次期(2025年4月1日～2026年3月31日)の見通し

今後の見通しにつきましては、エネルギー・資材価格の高止まり、米国の相互関税政策による貿易摩擦等による景気下振れが懸念され、先行き不透明な状況となっています。一方、社会環境では、農業界におきましても温室効果ガス削減対応が急務となっており、その推進目標等は農林水産省により「みどりの食料システム戦略」として公表されています。

このような状況の中で、当社は、経済環境へ対応すべく、お客様の農

作業負担軽減や、事業採算改善が実現できるデジタル技術を活用した製品やサービスの開発と提供に加え、取り扱い製品の品質向上と製造コスト削減を図ってまいります。また、社会環境へも対応すべく、化石燃料使用による温風暖房機とヒートポンプを併用しつつヒートポンプを優先的に運転させる連動制御システム促進による化石燃料使用量削減や、次世代エネルギー源活用等により、農業界における温暖化ガス排出量削減を目指してまいります。詳細につきましては、2025年5月15日に公表しました「中期経営計画 2025年4月～2028年3月」をご参照ください。

翌連結会計年度の業績見通しとしては、売上高73億円、営業利益5千万円、経常利益5千万円、親会社株主に帰属する当期純利益4千万円を見込んでおります。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年3月期 第75期	2023年3月期 第76期	2024年3月期 第77期	2025年3月期 (当連結会計年度) 第78期
売上高(千円)	7,485,168	7,992,764	7,774,331	7,277,473
経常利益(千円)	268,724	396,526	82,136	76,765
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円) 又は純損失(△)	219,005	285,166	64,982	△280,180
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	198.16	297.81	67.86	△292.62
総資産(千円)	6,584,773	7,220,399	6,904,031	6,024,099
純資産(千円)	2,356,365	2,609,193	2,627,131	2,332,965
1株当たり純資産額(円)	2,460.85	2,724.89	2,743.71	2,436.53

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年3月期 第75期	2023年3月期 第76期	2024年3月期 第77期	2025年3月期 (当事業年度) 第78期
売上高(千円)	7,439,671	7,876,202	7,646,845	7,182,489
経常利益(千円)	265,007	398,307	73,968	62,001
当期純利益 又は純損失(△)(千円)	206,498	288,698	55,897	△287,906
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	186.85	301.50	58.38	△300.69
総資産(千円)	6,540,619	7,147,478	6,877,706	5,985,732
純資産(千円)	2,312,228	2,569,644	2,583,547	2,261,845
1株当たり純資産額(円)	2,414.76	2,683.59	2,698.19	2,362.25

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
NEPON(Thailand) Co., Ltd.	2,000千タイバツ	49.0%	熱機器製品の仕入、販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他の重要な事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、底打ち感はあるものの施設園芸業界における設備投資の減退、また資材の高騰による原価の上昇により、厳しい状況が続くものと予想しております。以下の重点項目を更に強化することにより収益力の向上及び経営体質の強化を図ってまいります。

① 2050年ゼロエミッションの実現に向けて

農林水産省が発表した「みどりの食料システム戦略」に則り、2050年ゼロエミッションの実現に向け、当社グループとしてはヒートポンプとのハイブリッド暖房の推進、LPGなどのガスへの燃料転換に注力してまいります。さらに、次世代エネルギー源の活用として、新エネルギーの調査研究、CO₂回収などの技術開発に投資し、農と住の脱炭素を目指し環境対応力を向上させてまいります。

② IoTの更なる進化

施設園芸業界におけるデファクトスタンダード（業界標準）を目指すべく、デジタル技術を活用したIoT関連事業への取り組みとして、複数の自治体、JAと連携し、農用IoTプラットフォームを構築することと同時にCO₂の排出量などのデータ収集を進めてまいります。また、住環境用機器等のモニタリングシステム投入によるデータの活用等、IoT関連サービスの拡大に努めてまいります。IoT関連事業の推進体制については、社内リソースや外部との連携により拡充するとともに、社内ITシステムを刷新し、データ活用事業の体制を構築してまいります。

③ お客様に高い価値と安心を届けるプロ集団を目指す取り組み

高品質な製品・サービスの追求、新たな製品・事業モデルの構築、人材育成の強化、社内業務改善の継続等、多層的な取り組みを連動させることにより、お客様に高い価値と安心を届けるプロ集団を目指してまいります。

④ QCDSの徹底

Quality(品質)、Cost(費用)、Delivery(納期)、Safety(安全)にこだわり、生産ラインを中心に徹底した改善に努めてまいります。

また、コストについては直接・間接部門を問わず、生産現場における在庫・スペースを2023年4月から2026年3月期末までに30%削減することを目指してまいります。

⑤ メンテナンス・サービスの強化

社内ITシステムを刷新することに加え、メンテナンス・サービス部門の人員及びスキルを更に増強し、顧客満足度と収益を向上させ、企業価値を高めてまいります。

⑥ 内部統制の取り組み

当社グループでは「内部監査室」と「コンプライアンスリスク管理委員会」を設置しております。「コンプライアンスリスク管理委員会」内部には「安全衛生委員会」、「情報管理室」、「危機管理対策室」を併設し、全ての従業員が法令順守はもとより、社会規範、倫理観を共有するよう推進します。企業の透明性を高め、全てのステークホルダーから信頼され得る職務の執行、行動を心掛け、健全な企業運営に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2025年3月31日現在）

当社グループは、熱機器及び衛生機器等の製造販売並びにこれらに伴う付帯工事の設計施工を行うとともに、アフターサービス業務を行っております。

当連結会計年度における、各事業に係る主な事業内容は概ね次のとおりであります。

事	業	主 要 な 製 品 等
熱機器事業	農 用 機 器	施設園芸用温風暖房機（ハウスカオンキ） 施設園芸用ヒートポンプ（ネボングリーンパッケージ・誰でもヒーポン） 地熱水利用温風発生装置（グリーンソーラ） 施設園芸用温水ボイラ（ハウスボイラ） 光合成促進機（グロウエア） 施設園芸用ファン 施設園芸用複合環境制御装置 施設園芸用温室天窓開閉装置 乾燥用熱風発生機（カワイター） 施設園芸冷暖房工事 農業機器の関連サービス 農業ICTクラウドサービス（Chabu-Dai）
	汎 用 機 器	ビル・工場用温風暖房機（熱風炉） 業務用温水ボイラ（オートカン） 工場用温風暖房機（ヒートトップ） 無圧式温水発生機（シンクロヒータ） 融雪・給湯・暖房・多目的ボイラ（ヒートクイック） コインシャワー装置 給湯・暖房工事 汎用機器の関連サービス
衛 生 機 器 事 業		泡洗式簡易水洗便器（パールトイレ） 水洗式簡易水洗便器（プリティーナ） 温水洗浄便座（プリティシャワー） パールトイレ用界面活性剤（ネボノール） 業務用トイレシステム 便槽、ポンプアップ槽、中継槽、受水槽 衛生工事 衛生機器の関連サービス
そ の 他 事 業		搬送機器サービス等

(6) 企業集団の主要な事業所、営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本社 : 東京都渋谷区
札幌営業所 : 北海道札幌市
さいたま営業所 : 埼玉県さいたま市
名古屋営業所 : 愛知県名古屋市
高松営業所 : 香川県高松市
福岡営業所 : 福岡県太宰府市
事業所及び工場 : 神奈川県厚木市

② 子会社

NEPON(Thailand)Co.,Ltd. : タイ バンコク

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
259 (39) 名	12 (0) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
252 (39) 名	13 (0) 名	43.9歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	935,000千円
株式会社きらぼし銀行	581,230千円
株式会社みずほ銀行	281,754千円
株式会社横浜銀行	50,000千円
株式会社三十三銀行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 962,948株
- (3) 株主数 683名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
佐藤商事株式会社	120	12.53
ネポシ共栄会	80	8.41
福田晴久	68	7.14
ほがらか信託株式会社信託口A-2	52	5.47
住田誠司	48	5.02
株式会社三井住友銀行	47	4.98
ユニテック株式会社	31	3.26
青木聖	25	2.69
日興通信株式会社	24	2.56
鈴木愛子	23	2.49

- （注） 1. 持株比率は自己株式（5,452株）を控除して計算しております。
2. ほがらか信託株式会社信託口A-2の所有株式数については、議決権行使に関する指図者は福田晴久氏であります。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	福 田 晴 久	
取締役副社長兼COO	川 本 武 史	営業サービス本部長
取 締 役	堀 建 二 郎	管理本部長
取 締 役	丹 恭 一	生産本部長
取 締 役	柳 田 隆 治	佐藤商事株式会社上席執行役員
監 査 役	番 三 千 郎	常勤監査役
監 査 役	大 川 康 平	大川法律事務所代表
監 査 役	小 林 昇	小林昇税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は社外取締役であります。
2. 監査役大川康平、小林昇の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役番三千郎氏は長年にわたり当社の営業部門において重要な役割を担い、顧客との信頼関係構築や売上拡大に貢献するなど、実績を残してきました。営業部門で培ったビジネス感覚と実務知識により、監査役としての重要な役割を果たしています。
4. 監査役大川康平氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役小林昇氏は税理士として培われた専門的な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当期末以降における取締役に関する重要な事項は以下のとおりです。
柳田隆治氏は、2025年4月1日付けで佐藤商事株式会社常務執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

本事業年度中、以下の取締役および監査役が退任致しました。

取締役 関口昌行氏

退任日 : 2024年6月27日

退任理由: 任期満了

監査役 刈込修一氏

退任日 : 2024年6月27日

退任理由: 任期満了

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役柳田隆治、監査役大川康平、監査役小林昇の3氏とも1,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,347千円 (360千円)	84,347千円 (360千円)	— (—)	— (—)	6名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	11,970千円 (4,800千円)	11,970千円 (4,800千円)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	96,317千円 (5,160千円)	96,317千円 (5,160千円)	— (—)	— (—)	10名 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。なお、決議当時の取締役総数は12名）、監査役の報酬限度額は、1982年8月27日開催の第35回定時株主総会において年額20,000千円以内（なお、決議当時の監査役総数は2名）と決議いただいております。
3. 2024年6月27日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであり、上記の基本報酬には含まれておりません。

取締役 1名 10,000千円

監査役 1名 2,400千円

4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議により定めており、その概要は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定	株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定
②【業績連動報酬等がある場合】 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針	業績連動報酬等はないため、現時点では方針を定めない。発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
③【非金銭報酬等がある場合】 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針	非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めない。発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
④基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針	現時点では基本報酬（固定報酬）のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する基本報酬（固定報酬）の額の割合を100%とする。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて割合について決定方針を定めるものとする。
⑤取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針	現時点では基本報酬（固定報酬）のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。
⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役（社長等）に委任するときは、当該取締役（社長等）の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容	- 取締役会決議により個人別の報酬等の内容についての決定を取締役社長に委任している。 - 代表取締役社長兼CEO 福田 晴久 - 委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定 - 委任した理由：当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したため。 - 当該権限が適切に行使されるようにするため、取締役会決議前に社内稟議にて全役員の報酬額を個別に確認することにより、報酬内容の適正性を確保することになっている。
⑦取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法	⑥に記載以外特になし
⑧その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項	特になし

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役柳田隆治氏は企業経営・事業戦略に関する豊富な知識・経験を有しており、佐藤商事株式会社の上席執行役員を兼務しております。佐藤商事株式会社は当社の筆頭株主であります。

監査役大川康平氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、大川法律事務所の代表を兼務しております。当社と大川法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役小林昇氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、小林昇税理士事務所の代表を兼務しております。当社と小林昇税理士事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 役 会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 柳 田 隆 治	16回	15回	94%			
監査役 大 川 康 平	16回	16回	100%	12回	12回	100%
監査役 小 林 昇	16回	16回	100%	12回	12回	100%

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は、佐藤商事株式会社の上席執行役員であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。
2. 監査役大川康平氏は弁護士としての企業法務の実務経験から、監査役小林昇氏は税理士としての実務経験から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社子会社のNEPON(Thailand)Co.,Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清明監査法人は、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める額としております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,533,781	流 動 負 債	2,638,282
現金及び預金	521,373	支払手形及び買掛金	312,867
受取手形及び売掛金	1,987,474	電子記録債務	214,041
電子記録債権	576,039	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	407,906	1年内返済予定の長期借入金	233,244
仕 掛 品	126,566	未払法人税等	13
原材料及び貯蔵品	821,307	賞与引当金	124,036
そ の 他	93,684	製品保証引当金	8,983
貸倒引当金	△570	事務所移転費用引当金	304
固 定 資 産	1,490,317	そ の 他	244,792
有 形 固 定 資 産	1,033,396	固 定 負 債	1,052,851
建物及び構築物(純額)	607,347	長期借入金	199,746
機械装置及び運搬具(純額)	133,880	役員退職慰労引当金	36,190
土 地	222,427	退職給付に係る負債	790,877
建設仮勘定	5,520	資産除去債務	10,480
その他(純額)	64,220	製品保証引当金	4,545
無 形 固 定 資 産	176,909	そ の 他	11,011
投資その他の資産	280,011	負 債 合 計	3,691,133
投資有価証券	80,156	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	37,720	株 主 資 本	2,267,507
退職給付に係る資産	123,933	資 本 金	601,424
そ の 他	38,657	資 本 剰 余 金	150,601
貸倒引当金	△457	利 益 剰 余 金	1,524,544
資 産 合 計	6,024,099	自 己 株 式	△9,061
		その他の包括利益累計額	65,458
		その他有価証券評価差額金	18,437
		為替換算調整勘定	△23,059
		退職給付に係る調整累計額	70,080
		純 資 産 合 計	2,332,965
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,024,099

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,277,473
売上原価		4,755,586
売上総利益		2,521,887
販売費及び一般管理費		2,483,080
営業利益		38,806
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	2,624	
受取地代家賃	8,400	
補助金収入	34,300	
その他の	19,123	64,538
営業外費用		
支払利息	24,717	
その他	1,862	26,579
経常利益		76,765
特別利益		
投資有価証券売却益	10,662	
固定資産売却益	2,805	13,468
特別損失		
固定資産除却損	5,463	
会員権売却損	19,671	
会員権評価損	4,811	
減損損失	9,420	
支払補償費	7,967	
その他	646	47,979
税金等調整前当期純利益		42,255
法人税、住民税及び事業税	4,733	
法人税等調整額	317,702	322,435
当期純損失		280,180
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		280,180

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,437,560	流 動 負 債	2,605,788
現 金 及 び 預 金	481,312	支 払 手 形	28,633
受 取 手 形	103,665	電 子 記 録 債 務	214,041
電 子 記 録 債 権	576,039	買 掛 金	178,426
売 掛 金	1,284,016	工 事 未 払 金	86,715
完 成 工 事 未 収 入 金	577,967	短 期 借 入 金	1,500,000
商 品 及 び 製 品	399,232	1年内返済予定の長期借入金	233,244
仕 掛 品	107,706	未 払 金	18,627
未 成 工 事 支 出 金	18,859	未 払 費 用	117,059
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	820,087	未 払 消 費 税 等	43,270
前 払 費 用	25,228	未 払 法 人 税 等	13
未 収 入 金	7,034	前 受 金	602
そ の 他	36,978	預 り 金	11,225
貸 倒 引 当 金	△567	前 受 収 益	700
固 定 資 産	1,548,171	賞 与 引 当 金	124,036
有 形 固 定 資 産	1,033,396	製 品 保 証 引 当 金	8,983
建 物	506,685	事務所移転費用引当金	304
構 築 物	100,661	資 産 除 去 債 務	7,395
機 械 及 び 装 置	133,331	そ の 他	32,510
車 両 及 び 運 搬 具	548	固 定 負 債	1,118,097
工 具 器 具 及 び 備 品	64,220	長 期 借 入 金	199,746
土 地	222,427	退 職 給 付 引 当 金	856,123
建 設 仮 勘 定	5,520	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	36,190
無 形 固 定 資 産	176,909	資 産 除 去 債 務	10,480
ソ フ ト ウ ェ ア	114,563	製 品 保 証 引 当 金	4,545
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	58,741	そ の 他	11,011
電 話 加 入 権	3,604	負 債 合 計	3,723,886
投 資 そ の 他 の 資 産	337,865	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	80,156	株 主 資 本	2,243,408
出 資 金	751	資 本 金	601,424
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	114,660	資 本 剰 余 金	150,601
破 産 更 生 債 権 等	445	資 本 準 備 金	116,003
繰 延 税 金 資 産	73,448	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,597
会 員 権	862	利 益 剰 余 金	1,500,444
前 払 年 金 費 用	89,346	利 益 準 備 金	12,256
そ の 他	35,982	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,488,188
貸 倒 引 当 金	△57,787	繰 越 利 益 剰 余 金	1,488,188
資 産 合 計	5,985,732	自 己 株 式	△9,061
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	18,437
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,437
		純 資 産 合 計	2,261,845
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,985,732

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金	額
売	上	高					
製	品	売	上	高		5,447,293	
完	成	工	事	高		1,735,196	7,182,489
売	上	原	価				
製	品	売	上	原	価	3,561,512	
完	成	工	事	原	価	1,133,407	4,694,920
売	上	総	利	益			2,487,569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							2,464,129
営 業 利 益							23,439
営	業	外	収	益			
受	取	利	息			1,527	
受	取	配	当	金		2,624	
受	取	地	代	家	賃	8,400	
補	助	金	収	入		34,300	
そ	の		他			18,288	65,141
営	業	外	費	用			
支	払	利	息			24,717	
そ	の		他			1,862	26,579
経 常 利 益							62,001
特	別	利	益				
固	定	資	産	売	却	益	2,805
投	資	有	価	証	券	売	却
						10,662	13,468
特	別	損	失				
固	定	資	産	除	却	損	5,463
会	員	権	売	却	損	19,671	
会	員	権	評	価	損	4,811	
減	損		損	失		9,420	
支	払	補	償	費		7,967	
そ	の		他			646	47,979
税 引 前 当 期 純 利 益							27,491
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						4,733	
法 人 税 等 調 整 額						310,663	315,397
当 期 純 損 失							287,906

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

ネポン株式会社
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 倉 隆 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネポン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネポン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指

示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月27日

ネポン株式会社
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員	公認会計士 島 貫 幸 治
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 北 倉 隆 一
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネポン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、就任前の期間の監査事項については前任監査役より引継ぎを受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

ネ ポ ン 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 番 三 千 郎 ⑩

社 外 監 査 役 大 川 康 平 ⑩

社 外 監 査 役 小 林 昇 ⑩

(注) 監査役大川康平及び監査役小林昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小林昇氏が任期満了により退任いたしますので、新任の監査役候補者の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式の数
はた あきひろ 漢 昭弘 (1963年5月12日)	1982年4月 国税庁入庁 2018年7月 泉大津税務署長 2019年7月 東京国税局課税第二部消費税課長 2020年7月 東京国税局課税第一部課税総括課長 2021年7月 東京国税局総務部総務課長 2022年7月 札幌国税局課税部長 2023年7月 東京国税局課税第二部長 2024年8月 かがやき税理士法人社員税理士（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 漢昭弘氏は、社外監査役候補者であります。
3. 漢昭弘氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂くため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
4. 漢昭弘氏の選任が承認された場合は、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、当社との間で締結する予定であります。その契約内容の概略は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合であっても、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000千円以上であらかじめ定めた金額又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負う。

第2号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役小林昇氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

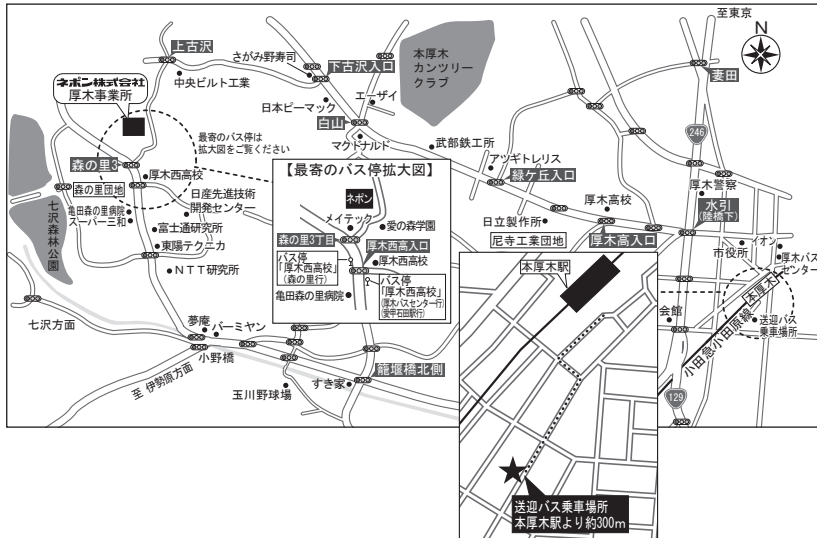
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名	略 歴
こ ば や し の ぼ る 小 林 昇	2013年 6 月 監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市上古沢411番地
当社厚木事業所 事務棟5階大会議室
連絡先：046-247-3111



【電車の場合】

■小田急線・本厚木駅または愛甲石田駅を下車。以降、タクシーかバスをご利用ください。
当日は、本厚木駅より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。

【本厚木駅下車の場合】

■送迎バス利用 厚木市旭町1-8-6 パストラルビル前
(本厚木駅南口より約300m (上記地図参照))

出発時間：午前9時

※交通状況により多少の遅れが生じる場合があることをご了承ください。

※定員を超えた場合には乗車をお断りすることになりますので、予めご了承ください。

■タクシー利用 本厚木駅北口タクシー乗り場より (約6km)

■バス利用 本厚木駅 厚木バスセンター (本厚木駅東口より徒歩3分)
9番乗り場より

【厚44 赤羽根・高松山経由 森の里行】にて「厚木西高校」下車。
乗車時間約32分。バス停より徒歩8分。

【愛甲石田駅下車の場合】

■タクシー利用 愛甲石田駅タクシー乗り場より (約6km)

■バス利用 愛甲石田駅 4番乗り場より

【愛17 上愛甲・広町橋・通信研究所前経由 森の里行】にて
「厚木西高校」下車。乗車時間約17分。バス停より徒歩8分。
※同じ乗り場から出る「日産先進技術開発センター行」は
「厚木西高校」まで行きませんのでご注意ください。